

環境 だより



環境に関する補助金制度

住宅用地球温暖化対策設置費補助金制度

補助対象

地球温暖化防止対策の一環として、次のいずれかに該当する方に補助金を交付します。

- ① 町内において自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象のシステムや単体設備を設置しようとする方
- ② 町内において自らの居住の用に供するため新築する住宅にあわせて対象のシステムや単体設備を設置しようとする方
- ③ 町内において自ら居住するため建売住宅供給者から対象のシステムや単体設備付き新築住宅を購入し、かつ、つとめる方

※住宅が店舗等併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限りま。

システム

(左記の組み合わせの設備を同時に設置する場合)

- ① 住宅用太陽光発電施設 + HEMS + 蓄電池 上限16万2800円
- ② 住宅用太陽光発電施設 + HEMS + V2H 上限11万2800円

単体設備

- ① 住宅用エネルギー管理システム (HEMS) 1基につき1万円
- ② 家庭用燃料電池システム (エネファーム) 1基につき10万円
- ③ 定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池) 1基につき10万円
- ④ 電気自動車等充給電設備 (V2H) 1基につき5万円

※先着順で予算の範囲内で補助します。

※検討されている方は、他にも条件などありますので、必ず設置や購入前に環境対策室にお問い合わせください。

雨水利用簡易貯留施設設置費補助金制度

補助対象

雨水の有効利用や防災対策の観点から、雨水利用簡易貯留施設を設置される方に補助金を交付します。

補助金額

▽不要になった浄化槽を雨水利用簡易貯留施設に転用する方

清掃および工事に要する経費の2分の1の額または8万円のいずれか少ない額

住宅1棟につき1基まで

▽簡易貯留施設を新たに設置する方

施設の購入および工事に要する額の2分の1の額または2万5000円のいずれか少ない額 (住宅1棟につき2基まで)

※共同住宅、アパート、コーポ、事業所は除きます。

生ごみ処理機器購入補助制度

補助対象

一般家庭から排出される生ごみを処理する以下の機器を大口町内の販売店から購入する方に補助金を交付します。

補助金額

▽たい肥化容器 容器の一部を埋め込むなどし、生ごみをたい肥化させる容器を購入した場合は、購入価格の2分の1の額以内

1基につき5000円 (1世帯2基まで)

生ごみ処理機

微生物を投入し、手動または電動でかくはんすることにより、生ごみの分解を促進させ、一部をたい肥等にする機器や微生物等は投入せず、生ごみを熱風で乾燥し減量させる機器を購入した場合は、購入価格の2分の1の額以内

1基につき4万円 (1世帯1基まで)

※脱水および粉碎の方法による生ごみ処理機は対象外です。

合併処理浄化槽設置補助金

大口町では、将来にわたって下水道への接続が予定されていない地域などにおいて既設の単独処理浄化槽または汲み取り便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置しようとする方に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

対象地域など詳しくは、環境対策室までお問い合わせください。

- ▽5人槽 35万4000円
- ▽6人槽 41万1000円
- ▽7人槽 41万1000円

問合せ先

環境対策室 ☎95-1613

—普通救命講習会—

日時 4月20日(土)

午前9時から正午

場所 丹羽消防署 大口出張所

申込みおよび問合せ先

丹羽消防署本署 ☎95-5151

大口出張所 ☎95-0119

